

まなびのひとこま

吉井高校国語科 大山 仁

(国語コミュニケーション編)

1 きっかけ

小論文学習の副教材「小論文チャレンジノート Vol. 3」(第一学習社刊)中の演習「課題文の要約をふまえて書こう」《→資料A参照》の学習過程で得られた小論文を発展的に利用し、生徒間での問題共有を図るため。

2 まなぶひとびと

「国語コミュニケーション①」(学校設定科目・3年次・2単位)受講者21名(男11名・女10名)

3 いきさつ

・〇月〇日 教材の指示に従い、問題文の読解と要約文の作成(空欄補充による)のち、「夫婦別姓」に関する新聞記事《→資料B～D参照》を読解して、基本知識の修得と問題意識の共有を図る。その後、構成メモの作成(三段落構成)を行った後、四百字程度の小論文作成を次時までの宿題として課す。

・〇月〇日 各自の小論文《→資料E「小論文ダイジェスト」参照》の結論から、班分けをする。人数を均等にするため「賛成A=6人」「賛成B=5人」「賛成C=5人」「反対=5人」の計4班とし、班別に各自が作成した小論文を交換して意見交流を深める。次時に各班の代表による発表＝「選択的夫婦別姓制度導入の是非を巡る大討論会」を行うことを予告し、代表者の決定と主張の論理的補強を促す。その際、反駁を顧慮しながら立論することを指示。

・〇月〇日 「選択的夫婦別姓制度導入の是非を巡る大討論会」を実施。ジャンケンで発表順を決め、順次各班の主張を述べる。発表後、質疑応答・討論を行う。いわゆるディベートとは異なり、双方の主張共に一長一短があることと、今後に残る課題点を明確にすることに主眼をおいた。その際、教科担当より昨年12月に出された最高裁判決(夫婦同姓規定を合憲とする)に関する新聞記事(→資料F～I参照)を用いて、判決の骨子と原告や各界の反応、各政党の立場について解説し、



現状の問題認識を深めた。

4 まとめ

生徒たちにとって夫婦の姓については、現在のところ身近かな問題とは言い難い。しかし今後の人生において直面する可能性をはらんでいる。そのため、小論文演習でこの問題を扱うのは論理的思考のための練習以上の意義があると考えられる。

奇しくも昨年12月に出された最高裁判決を巡り、多くの言説がテレビのニュース番組や新聞紙上をにぎわしていた一方で、生徒たちにとって制度導入の賛否を含め自分自身の問題としてこれまでに考える機会が皆無だったことが、彼らの言動から窺えた。しかし、今回の学習を通じて、様々の新聞記事を読み他と意見交換する中で、世間にある論点のほぼ全てを網羅するような多様な考察が得られたことが、彼らの小論文から見て取れる。論理に甘さはあるものの、これを今回の取り組みの大きな成果としたい。そして、今回出された最高裁判決をいずれ覆す世論のうねりの種となることを確信する。



資料A

第一学習社刊「小論文チャレンジノート Vol. 3」

P. 10 レッスン①の課題内容および課題文

☆次の文章を読み、要約を完成させた上で「夫婦別姓」について、あなたの考えを400字以内で述べてみよう。

「日本では、男女が結婚すると夫もしくは妻のどちらかの姓を選択し、夫婦同姓にすることが法律で定められている。現在は、妻が夫の姓に変更するケースが多い。しかし、現代では女性の更なる活躍が求められており、女性が自立して社会で活躍し、無理なくキャリアを蓄積していくためには、それぞれの価値観に基づいて夫婦別姓を選択することが可能となる「選択的夫婦別氏制度」の導入が必要である。

なぜなら、婚姻によって姓を変更することで、働く女性にさまざまなデメリットが生じることがあるからだ。研究者や弁護士をはじめとする個人の姓名が業績の連続性を示す職業に就いている人たちにとっては、途中で姓を変更することがキャリアを中断することにつながり、不利益を被る場合がある。また、長年使用してきた姓を変更するにあたっては、戸籍だけでなく各種免許や預金口座など、あらゆる登録情報を変更しなければならないという不便さもある。

確かに、夫婦が同姓であることは日本の伝統であり、家族の絆につながるものである。夫婦が別姓になることによって、これまでより離婚へのハードルが低くなり、離婚率を上昇させてしまうという指摘がある。さらに、父母の姓が異なると子どもの姓も選択制になるため、どちらの姓を名乗らせるかで夫婦の意見が対立したり、姓が異なる子どもと親との連帯感が損なわれたりするといった、家庭内のゆがみが生じることを心配する反対意見もある。

しかし、スウェーデンなど夫婦別姓の制度をとっている国の離婚率が日本に比べて高いという事実はない。また、姓の異なる祖父母と孫の間にもしっかりとした絆があることを実感する人も多く、同姓でなければ家族の絆を深めることができない、というわけではないと言えよう。

絆や連帯感といった、家庭内で育むものを法的

に守ろうとするより、個人の社会生活における利益を守ることの方が、社会的にも意義のあることではないだろうか。今後の日本において、選択的夫婦別氏制度を導入するべきである。

《第一学習社 オリジナル課題文》

資料B～D



資料E

「小論文ダイジェスト（400字以内程度の文章を骨子のみ抽出してまとめたもの。学習では使用せず。）」

賛成

★夫婦同姓は女性にとって多くの負担となっている。登録情報の変更や、キャリアの積み直しとなる。男女が平等によりよく社会で活躍し、キャリアを積んでいける環境が求められる。

★現状では、男女共に名字を一つしか持てないことが問題だ。別氏も良いが、仕事の時だけ使う名字を選択できれば良い。夫婦別姓と言うより名字を二つ持つことで様々な問題を解決できる。



★夫婦別姓は個人の社会的利益を守るだけでなく、個人の尊重につながる。女性の社会進出や負担の軽減にもつながると思う。姓が違ってても絆が弱まることはない。

★女性の社会進出を最優先に考えるべきだ。私も将来この問題に直面するかもしれません。その時は、女性のキャリアを考えて、お互いが納得行くような選択をしたいと思います。

★日本の社会は時代の流れと共に変化する社会です。その社会に適応してゆくためにも、伝統よりも時代に適応し利益を得ることの方を優先してゆく必要があると考えます。家族の絆は姓が異なってもその人の意識次第で築くことができる、と孫の私と姓の異なる祖父母から感じました。



★夫婦別姓は、女性の社会進出に利点がある。女性の働く場が増えたり、社会全体にも安定した状況ができたりする。名前が変わらないことは、女性の個人の尊厳を守ることにつながるだろう。

★女性の選択権が守られることは、女性個人の尊重につながる。私の名字は全国でも珍しい。夫婦が同性であることを定められると、夫の名字になる風潮の中で、継承がしづらいと思う。長男と長女の結婚に悩まされるのは悲しいことだ。

★夫婦同姓は家族としての絆を確かなものにするだろうが、夫婦別姓をとっている国でも日本に比べて離婚率が低いというわけではない。多くの女性が進出し活躍できることが重要だと考える。

★夫婦別姓として、子どもに関しては中学まで仮の名字とし、そこから先は親のどちらかの名字を選ぶことにすれば良いと思う。

★今までの日本では、姓に関して選択の自由さえも許されていない。夫婦かくあるべきという言葉で抑えられた人の悲しさを誰が理解できるだろうか。国の古い価値観で大切な将来を崩されてしま

う人々がいる中、この選択がいかに大切なことかわからないのだろうか。自分の意志で決められる権利をわざわざ捨てたあの最高裁判決には、納得してはいけないものがあると思う。

反対

★一人ひとりの理解がきちんとしていない限り、別姓にすることによる弊害が生じることが、反対の理由だ。例えば、夫婦別姓を選択した既婚夫婦が、別姓なのか離婚なのかわかりづらい。そうすると夫婦同姓が普通という考えが抜けにくい限り、本人たちにとって好ましくない噂が一人歩きしてしまう。制度導入の前にどうやって意識改革を行うかを考えなければ、導入後に不利益を被る人々が出てしまう。

★家族の一体感がなくなってしまうのではないかと不安です。もし、離婚へのハードルが低くなり離婚率が高くなったら子どもが不憫です。

★名前には、特別の意味がある。自己の存在の証明。それを特別な人と分かち合うことそれ自体に意味があるのではないか。物理的でも精神的でもないつながり、それが夫婦同姓ではないか。夫婦別姓のシステム的な利便性は素晴らしい。それを選択するのも幅が広がる。しかし、効率を求めてムダを排除し続けた先に余裕はあるのか。選択という曖昧なものに日本の伝統を託していいのかという不安が胸をしめつける。

資料F～I

